







ニュースレター2021年第8号

デュッセルドルフ・エッセン・フランクフルト・ミュンヘン、 2021年6月11日

> 第2次特許法近代化法が成立した -第139条のさらなる改正

2つの更新情報:G1/21の新しい審理日・ECJ-FRANDの付託が失効した



第2次特許法近代化法が成立した -第139条 のさらなる改正

先週の6月10日、ドイツ連邦議会は、第二次特許法近代化法を連立与党の票で承認しました。さらなる承認を条件としていないため、近い将来に施行されることが想定されます。政府案¹と比較すると、非常に重要ではあるものの、第139条の特許法における差止命令による救済に関して、基本的に1つの変更のみが行われました。政府案では、まだ第139条,第1項を改正されることになっていました。



下記に述べるのように

これは、法務委員会によって以 下のように改正され、将来の法 律となるつもりです。

European Qualifying Examination (EQE)

European Qualifying Examination (EQE)のCパートおよびDパートでの予科には、まだ空きがあります。コロナ禍の状況が許したら、これらの予科は2021年11月22日(月)・23日(火)と12月4日(土)・5日(日)に開催されます。どちらの予科も内容は同じですので、1つのコースに出席すれば十分でございます。

この予科では、EQE試験のCパートとDパートに合格するための、適切な受験方法やミスを防ぐための戦略に注目を置いています。経験では、よく準備された試験資があったら、合格の可能性を大幅に高めます。それゆえに、この予科では、参加者に必要な方法によった知識を提供したいと思っています。この点において、こちを提供したいと思っています。この点において、こちら提供したいと思っています。この点において、こちられるがものは参加者自身がEPCの法律に関する基礎知識を準備するための補足的なものと理解されるべきでごさられるために、参加者はEPCの専門知識をできるだけ多くポイントに変換する方法を学んでいくつもりです。予科はデュッセルドルフのSpeditionstr 21にある当社で行われ、無料で受講することができます。

今からeqe@mhpatent.deに登録することができます。フルネームと勤務先を記してください。*予科はドイツ語でのみ行います。

その結果、2つの変更がなされたわけです。

- 差止命令による救済を排除することができるかどうかをを決 定するうえでは、特定の事例の状況だけでなく、「善意の要件」

¹ MH Newsletter 2020年の第2号

も考慮する必要がある。

- 以前に随意だった補償金が必須になる。

これは、対応している説明文でも明確に指摘されているように、特許権者の立場が政府案に比べて改善されたことという意味しています。一方、「Wärmetauscher」(「熱交換器」)判決の文言に従って差止命令による救済を永久に拒否する代わりに、有効期限を導入するというドイツ連邦参議院の提案²には従いません。その提案に関する声明³で政府は、「法律を立案する際には相応の考慮をしたが、提示されたバージョンが最も適していると考えられる」と回答しました。

それ以外では、政府案に形式的な変更されただけである。そのため、最も重要な以下のような以前の規制は変更⁴されていません。

- 無効訴訟は、被告人(=特許権者)に本質的な回答期限を設定するとともに、訴訟の送達から6ヶ月後に資格のある通知を供給することで、効率化が図られる。
- しかし、異議申立が可能な場合や異議申立の手続が進行中の場合に無効訴訟を提起することの禁止を少なくとも部分的に解除するような無効訴訟手続という改革は断たれた。これは、まだ法務省案では想定されていたが、政府案ではすでに削除されていた。ただし、関連する協議と検討は継続しているので、後日に実施されるという可能性がある。
- ドイツにおけるPCTの特許出願期間が31ヶ月に延長された。一方、「ドイツの第161/162条」の実施や、後になってドイツ語の翻訳を提出する可能性についての提案は却下された。
- これから、営業秘密保護法(Geheimnisschutzgesetz)に基づく秘密の選択肢は、特許侵害訴訟にも類似して適用される。

この法律では、ある部分は公表後9ヶ月経ってから発効することになっており、通常のように公表の翌日に発効するわけではありません。これは、特に更新した第83条(6ヶ月後の資格のある通知)に影響を与えるが、第139条にはありません。

裁判所が、差止命令による救済を拒否する可能性をどのように利用するまたは利用するか、現在、わかりません – しかしながら、このような要求は、実質的な判例が確立されるまで、ほとんどすべての特許侵害訴訟において被告人から提出されるであろうことが予想されます。



² MH Newsletter 2021年第1号

³ https://dserver.bundestag.de/btd/19/258/1925821.pdf (p. 7 6 から)

⁴ MH Newsletter 2020年の第2号

2つの更新情報:G1/21の新しい審理日

・ECJ-FRANDの付託が失効した

以前のニュースレターの話題に関する2つの最新情報が簡単に報告されています。

まずは、G1/21の初の審理が延期された後⁵、Grand Board of Appeal は7月2日に新たな審理を予定しています。 これはおよそ以前から予想されていたことです。

また、ダイムラー社とノキア社が許可について合意するようになった『ことが報じられており、これは相互の紛争がすべて解決されたことを意味を表わします。これにより、FRAND許可するの詳細に関するECJ⁷への付託も無効となり、当面の間、ECJは提起された問題に関する判断をしないことになりました。しかし、提出された問題の重要性を考慮すると、将来的に類似の事件では裁判所が再び提出する可能性を除外することはできません。

皆様のご親族、従業員、 同僚、そしてもちろん皆 様ご自身が、今の困難な 時期に幸運でありますよ うに願っています。

印刷所

Michalski · Hüttermann & Partner Patentanwälte mbB

Speditionstrasse 21 D-40221 Düsseldorf 電話:+49 211 159 249 0 ファクス:+49 211 159 249 20

Hufelandstr. 2 **D-45147 Essen**

電話: +49 201 271 00 703 ファクス: +49 201 271 00 726

Perchtinger Straße 6 D-81379 Munich 電話:+49 89 7007 4234 ファクス: +49 89 7007 4262

De-Saint-Exupéry-Str. 10 D-60549 Frankfurt a.M. 電話:+49 211 159 249 0 ファクス: +49 211 159 249 20

このニュースレターの内容 は概説だけ反映し、概説を 提供するものであり、ドイ ツ法律相談法に基づく法律 相談ではございません。

内容を全くに確認したに もかかわらず、Michalski ·Hüttermann & Partner Patent Attorneys mbB は、上記の情報の有効性、 正確性、整合性、品質についてご引責致しません。

官首·

Zolnierek/Shutterstock.com

MH Newsletter 2021年の第7号

https://www.juve-patent.com/news-and-stories/cases/nokia-and-daimler-settle-all-global-litigation-in-connected-cars-dispute/

⁷ MH Newsletter 2020年の第12号